

# 貯蓄金管理協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは甲が労働基準法第18条第2項の規定に基づき、甲の従業員の預金を受入れ管理することにつき、次のとおり協定する。

第1条 この協定により甲に預金をすることができる者は、甲に常時使用される者とする。

第2条 甲は、従業員が を退職するときは、この協定に基づき管理するその者の預金をすみやかに返還する。

第3条 各預金者の預金残高は 万円を超えないこととし、甲は同額を超えて受け入れない。

第4条 預金は、賃金および賞与の範囲内で行わなければならない。

第5条 預金の払戻しは随時行う。

第6条 利率は年 とする。但し、法定の下限利率を下回ることになるときは、当該下限利率による。

第7条 利子は、預入れの月からつける。但し月の 日以後に預入れされた場合にはその預入れの月の利子をつけない。払戻し金に相当する預金には、その払戻しの月の利子をつけない。預入れの月において払戻し金の払戻しがあったときも同様とする。

10円未満の預金の端数には利子をつけない。

利子の計算においては、円未満の端数は切り捨てる。

甲は毎年 月末に利息を計算し、 月 日をもって元金に繰り入れる。

第8条 甲は、預金者別の預金元帳を備えつけ、預金の受入れ、払戻し利子の受入れおよび預金残高を記録する。

第9条 甲は、預金者に対し、預金通帳を交付し、預金の受入れ、払い戻しの都度、その日付けおよび金額ならびに残高を記入する。預金者は預金を預入れまたは払戻しをしようとするときは、預金通帳を甲に提出する。

第10条 甲は、社内預金の保全のため、 を連帯保証人とする。連帯保証人は各預金者の毎年3月31日現在における預金残高の金額に相当する額を極度額として保証する。この場合において乙の代表者が預金者の代理人となるものとする。

第11条 本協定の有効期間は、協定成立の日から 年間とする。但し、甲または乙が期間満了前 ヲ月前までに相手方に対し異説を唱えない時は、更に 年間更新されるものとする。

年 月 日

使用者職氏名

⑩

従業員代表氏名

⑩